

令和6年9月

第137回丹波市議会定例会議案書

議案第78号

第3次丹波市総合計画の策定について

第3次丹波市総合計画を策定することについて、丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成23年丹波市条例第48号）第2条第4号の規定により、議決を求める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

議案第79号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 情報系パソコン等購入
- 2 契約金額 23,320,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,120,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 デンテックス
代表者 代表取締役 岸田 好史
所在地 兵庫県丹波市柏原町南多田143番地の1

議案第80号

業務委託契約の締結について

次のとおり業務委託契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 業務名 イントラネットワーク更改業務
- 2 契約金額 183,216,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 16,656,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 株式会社 鳥取県情報センター
代表者 代表取締役社長 吉村 文宏
所在地 鳥取県鳥取市寺町50番地

議案第81号

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第82号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（平成16年丹波市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第83号

丹波市市民ふれあい広場等条例を廃止する条例の制定について

丹波市市民ふれあい広場等条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市市民ふれあい広場等条例を廃止する条例

丹波市市民ふれあい広場等条例（平成16年丹波市条例第104号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例

丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とし、第8条から第10条までを3条ずつ繰り上げる。

第11条中「第72条の4」を「第72条の5」に改め、同条を第8条とし、第12条を第9条とし、第13条を第10条とする。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削り、同条を第11条とし、第15条から第17条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第85号

丹波市福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の
制定について

丹波市福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市福祉型児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

丹波市福祉型児童発達支援センター条例（平成30年丹波市条例第42号）の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

丹波市児童発達支援センター条例

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」
を「児童発達支援センター」に改める。

第3条第1号中「（医療型児童発達支援を除く。以下同じ。）」を削り、同条
第2号中「法第6条の2の2第7項」を「法第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

市道路線の認定について（南多田第36号線）

次のとおり市道路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

認定路線

路線番号	区分	路線名	起終点	延長
10004536	認定	南多田第36号線	(起点) 丹波市柏原町南多田字東藪225番 1 (終点) 丹波市柏原町南多田字板木79番	212.9m

議案第87号

市道路線の一部廃止について（新川住宅線）

次のとおり市道路線の一部を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

一部廃止区間

路線番号	路線名	起終点	延長
30001193	新川住宅線	(起点) 丹波市青垣町佐治字新町裏338番7 (終点) 丹波市青垣町佐治字新町裏340番1	59.5m

議案第88号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結することについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和6年9月2日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 物品名 高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材購入
- 2 契約金額 35,090,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,190,000円)
- 3 契約の相手方 名 称 兵庫日産自動車 株式会社 法人営業部
代表者 部長 中村 寛
所在地 兵庫県神戸市長田区二番町四丁目50番地